

5 予 防 第 2 7 8 号  
令和 5 年 6 月 1 3 日

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会  
会 長 佐々木 浩二 様

東京消防庁  
予 防 部 長 加藤雅広  
( 公 印 省 略 )

防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会等の廃止に伴う運用について (依頼)

平素より、消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、総務省消防庁から「改正火災予防条例 (例) の運用について」の一部改正及び「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」等の廃止について (令和 5 年 3 月 1 6 日消防予第 1 7 4 号消防庁予防課長通知) が通知され、防火管理業務の一部委託に係る教育担当者講習及び防災管理業務の一部委託に係る教育担当者講習の内容を定めた通知について、甲種防火管理講習及び防災管理講習を内容が同じであることを理由に廃止されることになりました。

東京消防庁においては、平成 2 2 ( 2 0 1 0 ) 年度から教育担当者講習は実施しておらず、自衛消防業務講習 (防災センター要員講習と併催) 及び防火管理技能講習の修了者を教育担当者講習修了者と同等としています。新たに教育担当者になるための講習を受ける場合は、これら 2 つの講習のうちいずれかを受けていただくようお願いいたします。

つきましては、以上の内容を説明したリーフレットを別紙のとおり作成しましたので、この旨貴協会会員の皆様にご周知くださいますよう、お願いいたします。

問合せ先

( 東京消防庁予防部防火管理課自衛消防係 渡部 石本 )  
電話 03-3212-2111 内線 5142 5146

## 東京消防庁からのお知らせ



### 教育担当者講習の実施に係る通知の廃止に伴う対応について

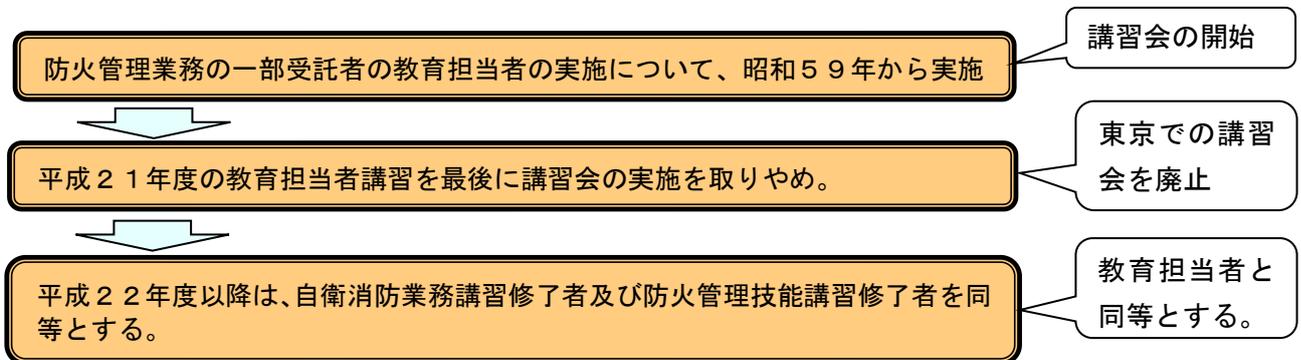
#### 1. 概要

総務省消防庁により、「改正火災予防条例（例）の運用について」の一部改正及び「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」等の廃止について（令和5年3月16日消防予第174号消防庁予防課長通知）が通知されました。

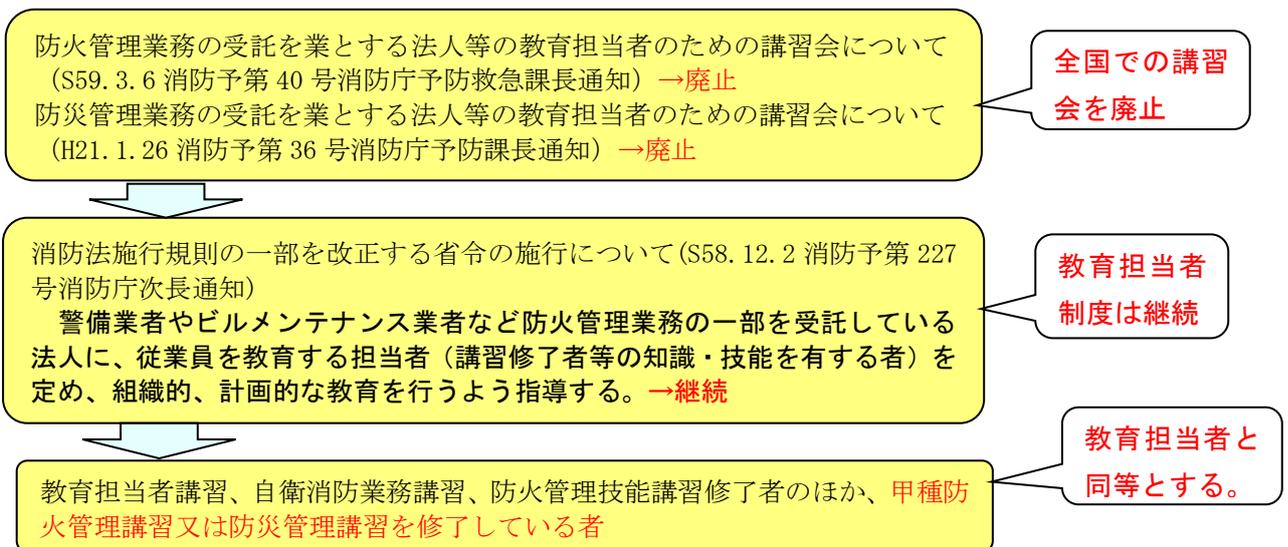
これに伴い、防火・防災に係る教育担当者講習の実施方法、科目、時間等を定めた通知が廃止されました。

東京消防庁では、防火管理技能講習又は自衛消防業務講習修了者は、教育担当者講習修了者と同等とみなされます。

#### 2. 教育担当者講習のこれまでの経過（東京消防庁）



#### 3. 今後の運用について（東京消防庁）



#### 4. その他

- 総務省消防庁の通知では、教育担当者向けの講習会の実施を妨げるものではない旨が記載されていますが、東京消防庁では、今後も教育担当者向けの講習を実施する予定はありません。
- 東京消防庁では、甲種防火管理講習又は防災管理講習は、それぞれ事業所等での選任予定者のみを対象に実施しています。教育担当者になるためには、防火管理技能講習又は自衛消防業務講習を受講してください。